

<別紙>

内閣府 御中

2022年3月3日

一般社団法人小型家電リサイクル協会

副会長 中村俊夫

### 事業者から使用済小型家電等の回収促進について

2018年度・2019年度の2度にわたり、小型家電リサイクル協会から経済産業大臣・環境大臣宛に規制緩和を含む内容の要望書等を提出しています。

経済産業省による「レアメタルリサイクルにおける重点製品」であるパソコン等の電子機器について、事業者からパソコン等の使用済小型家電の回収におけるマニフェスト手続きの軽減を中心に、ご検討をお願いします。

#### ■提案の趣旨

使用済となった小型家電等に含まれる貴重な資源（都市鉱山）の回収・再利用を促進することは、資源に乏しいわが国にとって非常に重要な社会課題であり、そのような背景から小型家電リサイクル法が制定されました。特にパソコンについては、多くの都市鉱山を含む製品であり、経済産業省の「リサイクルを重点的に行う製品」の1つにも位置付けられています。

<参考> 経済産業省「レアメタルのリサイクルに係る現状（2011年）」

リサイクルを重点的に行うべき製品(案)	
①～⑤の各鉱種について、ポテンシャルが高い、又は今後ポテンシャルの増加が見込まれる主な製品を、リサイクルを重点的に行うべき製品として絞り込むと以下のとおり。	
リサイクルを重点的に行うべき製品(案)	当該製品から回収すべき鉱種
次世代自動車用電池	コバルト
次世代自動車用モータ	ネオジウム、ジスプロシウム
小型リチウムイオン電池	コバルト
大型家電(エアコン等)のコンプレッサ	ネオジウム、ジスプロシウム
パソコンのHDD	ネオジウム、(ジスプロシウム)
電気・電子機器等の基板全般	タンタル
超硬工具	タングステン、(コバルト)、(タンタル)

パソコンは資源有効利用促進法に基づき、2003年に製造事業者各社により一般社団法人パソコン3R推進協会（PC3R）が設立され、一般消費者および事業者から宅配便を活用した回収が実施されています。特に事業者からのパソコン回収については産業廃棄物管理票（マニフェスト）が不要で、宅配便による回収が行われています。

パソコンの販売台数（年間1,728万台<sup>※1</sup>）に対して、回収量は一般消費者22.5万台・事業者1.7万台<sup>※2</sup>にとどまっています。

#### <参考> パソコン3R推進協会のホームページより

当協会は、パソコンメーカーの業界団体として、環境大臣から産業廃棄物の広域認定を受けております。

認定の年月日 平成20年9月30日  
認定番号 第153号

[当協会の広域認定証はこちら](#)  
[広域認定制度関連について\(環境省HP\)](#)

**当協会の産業廃棄物広域認定によるリサイクルの特長**

**POINT 01 マニフェストの起票・管理が不要**  
排出者である法人様は産業廃棄物管理票（マニフェスト）の起票・管理が不要です。

**POINT 02 廃棄物年間実績報告が不要**  
法人様から、自治体への産業廃棄物の年間実績報告が不要です。

小型家電リサイクル法においても、2014年から国の認定事業者（リネットジャパンリサイクル株式会社）において宅配便回収は実施されています。同社の創意工夫（東京2020大会のメダルPJ・500以上の自治体と連携した広報戦略等）により、一般消費者からの回収は61.2万台<sup>※3</sup>（PC3Rの2.7倍）と、大きな実績を上げています。半面、事業者からの回収は1.2万台<sup>※3</sup>（PC3Rの0.7倍）に留まっています。回収が進まない理由として、小型家電リサイクル法では事業者からの回収について、マニフェストの手続き・運用が義務となっており手間になっているためです。全国358万社<sup>※4</sup>あるといわれる中小企業・小規模事業者では「マニフェストの利用経験が無い」「排出量が少量にも関わらず運用に手間がかかる」等の理由から、リサイクル促進のボトルネックになっています。（結果、不用品回収業者による回収が増える等し、パソコンは年間655万台・排出量の約4割<sup>※5</sup>が海外に輸出されています。）

リサイクル促進に向けては、排出事業者、特に中小企業等における「利用のしやすさ」「利便性」を考慮したスキームが不可欠だと考えます。

資源有効利用促進法と小型家電リサイクル法において、事業系パソコンの回収では、同じく宅配便が活用され、不法投棄の発生リスクが極めて小さく、そのリスクも同等と考えられますが、マニフェストの有無、すなわち、排出事業者の手間には大きな違いが生じています。

現在、廃棄物処理法全体では、マニフェストも電子化の制度が推進されていますが、普及の中心は大量に廃棄物を排出する大企業・建設廃棄物・工場発生廃棄物を扱う企業であり、中小企業においてはほとんど普及しておらず、初期登録の手間や手数料の負担などの問題を乗り越えて普及するには相当な時間がかかると推察されます。パソコン・携帯電話のリサイクルにおいては、長年に渡る国や行政の旗振りにも関わらず、普及は道半ばであり、早期の状況改善のためには、法制度の枠組みや手続きにおいても柔軟な対応が不可欠と考えます。

排出事業者責任として、産業廃棄物の行き先を管理し、不法投棄を未然防止するというマニフェストの意義は理解しつつ、上記のような状況を考えれば、中小企業等がより簡便に小型家電リサイクル制度に参画できる方法を検討する事は非常に重要と考えます。

#### 【現行制度の課題と見直しについて】

##### a) 現行制度の課題

- 中小企業等（例：事務所・店舗）が排出する廃棄物の殆どは、事業系一般廃棄物（例：紙くず）である。日常的に産業廃棄物を排出することが無いため、マニフェストの利用経験は無いに等しい。
- 電子マニフェストの推進がなされているが、中小企業が利用を開始するには、初期登録の手間・時間、年会費等の時間的/コスト的負担が存在する。

## b) 現行制度の見直しについて

2016年、東京都環境局は東京都内で回収・処理を行う場合に限り、小型家電リサイクル法の認定事業計画の範囲内であれば、産業廃棄物管理票が不要になる実証事業<sup>※6</sup>を実施した。1カ月という短い事業期間にも関わらず、事業者からパソコン1.3万台・131トン（全国で年換算すると55万台規・重量1万トン規模<sup>※7</sup>）を回収する等、大きな成果を上げた。利用者の多くは、学習塾・弁護士事務所・開業医・雑居ビル等の事務所であり、小規模事業者である。従来、不用品回収業者等に排出されていたパソコンが、小型家電リサイクル法ルートで回収されたことにより、資源循環・適正処理の両面で有効な結果が得られた。

環境省・経済産業省においても、当該取組に関し調査研究等を実施し、小型家電リサイクル推進の課題解決に向けて検討が必要と考えている。

具体的な方法として、小型家電リサイクル法においても「排出事業者の手続きが、資源有効利用促進法と同等の手間」で利用できるようにすべきである。

認定事業者には産業廃棄物管理票と同等の廃棄物管理が求められており、その管理方法の一例として電子物流管理システムを使用することが推奨されている。（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引き）前述した宅配便回収においては、輸送過程において電子的に物流管理する仕組みが整っており、小口管理である点・情報の正確性等においては、産業廃棄物管理票と同等以上の管理が実現できている。停滞する事業者からの回収を早期に改善し促進するために、認定を受けた小型家電リサイクル法の再資源化事業計画における電子物流管理の仕組みを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）として代用しても問題ない等の見直しを行うべきである。

以上

※1：MM総研 2020年度国内パソコン出荷台数調査 / ※2：PC3R協会 2020年度パソコン本体の実績 / ※3：リネットジャパンリサイクル社の2020年度実績 / ※4：2016年  
中小企業庁より / ※5：2012年中央環境審議会資料より / ※6：平成27年度 東京都「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業 / ※7：回収実績を従業者数で全国・年換算

■ 本件に関する連絡先 ■

一般社団法人小型家電リサイクル協会 副会長 中村俊夫

(リネットジャパンリサイクル株式会社 代表取締役社長)

電話：080-3503-5610 メール：nakamrua.toshio@renet.jp